

1 会長及び会長代行の選出について

会長及び会長代行については、国民健康保険法施行令第4条により、公益を代表する委員の中から選出することとされています。

会 長：【 】

会長代行：【 】

氏 名
岡 義明
杉本 博美
池原 弘貴
田村 秀明
東方 貴子

(参考)

○国民健康保険法施行令（抜粋）

(会長)

第4条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

2 令和7年度国民健康保険特別会計決算見込について

1. 決算見込の概況

令和7年度国民健康保険特別会計決算については、歳入総額は57億9,502万6,080円で、前年度と比べ5,298万6,777円の減（△0.9%）となる見込みです。また、歳出総額は56億5,375万1,450円で、前年度と比べ7,505万6,510円の減額（△1.3%）となる見込みです。その結果、歳入総額から歳出総額を差し引いた1億4,127万4,630円を令和8年度に繰り越し、1億3,000万円を基金に積み立てる予定です。

次に、令和7年度末の国民健康保険基金の残高については、1億187万4,031円となる見込みです。

(1) 歳入歳出決算見込の状況

年 度	歳入総額(A)	歳出総額(B)	差引額(A)－(B)
令和7年度(C)	5,795,026,080 円	5,653,751,450 円	141,274,630 円
令和6年度(D)	5,848,012,857 円	5,728,807,960 円	119,204,897 円
増減(C)－(D)	△ 52,986,777 円	△ 75,056,510 円	—
比較(C)・(D)	△ 0.9 %	△ 1.3 %	—

(2) 国民健康保険基金の状況

年 度	前年度末残高(E)	当該年度取崩額(F)	当該年度積立額(G)	当該年度末残高 (E)－(F)＋(G)
令和7年度(H)	71,673,346 円	70,000,000 円	100,200,685 円	101,874,031 円
令和6年度(I)	121,654,998 円	100,000,000 円	50,018,348 円	71,673,346 円
増減(H)－(I)	△ 49,981,652 円	△ 30,000,000 円	50,182,337 円	30,200,685 円

2. 被保険者数等の状況

令和7年度の被保険者数は9,402人で、前年度と比べ494人（△5.0％）の減少となりました。
減少の要因としては、後期高齢者医療制度への移行に加え、被保険者死亡による資格の喪失の影響などが挙げられます。

(1) 世帯数・被保険者数の状況

(3月末時点)

区分		令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A)－(B)	比較 (A)・(B)
世帯数		世帯 6,167	世帯 6,388	世帯 △ 221	% △ 3.5
被 保 険 者 数	一般被保険者	人 9,402	人 9,896	人 △ 494	% △ 5.0
	退職被保険者※1	人 0	人 0	人 0	% －
	合計	人 9,402	人 9,896	人 △ 494	% △ 5.0

(2) 介護保険第2号被保険者(※2)数の状況

(3月末時点)

区分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A)－(B)	比較 (A)・(B)
被保険者数	人 3,266	人 3,351	人 △ 85	% △ 2.5

(※1) 退職被保険者 … 長い間、被用者保険に加入した後に国民健康保険の被保険者となった者やその家族で、一定要件を満たした者。
国民健康保険が負担した退職被保険者にかかる保険給付費は、被用者保険からの交付金により賄われる。

(※2) 介護保険第2号被保険者 … 40～64歳の者。

(3) 加入・離脱の状況

加入理由	区分	転入	被用者保険離脱	生活保護廃止	出生	後期高齢者 医療制度離脱	その他加入	合計
	令和7年度(E)	人 205	人 1,078	人 20	人 9	人 0	人 34	人 1,346
	令和6年度(F)	人 216	人 1,005	人 15	人 27	人 1	人 56	人 1,320
	増減(E)－(F)	人 △ 11	人 73	人 5	人 △ 18	人 △ 1	人 △ 22	人 26
	比較(E)・(F)	% △ 5.1	% 7.3	% 33.3	% △ 66.7	% △ 100.0	% △ 39.3	% 2.0
離脱理由	区分	転出	被用者保険加入	生活保護開始	死亡	後期高齢者 医療制度加入	その他離脱	合計
	令和7年度(G)	人 213	人 796	人 34	人 62	人 690	人 45	人 1,840
	令和6年度(H)	人 233	人 845	人 37	人 63	人 725	人 43	人 1,946
	増減(G)－(H)	人 △ 20	人 △ 49	人 △ 3	人 △ 1	人 △ 35	人 2	人 △ 106
	比較(G)・(H)	% △ 8.6	% △ 5.8	% △ 8.1	% △ 1.6	% △ 4.8	% 4.7	% △ 5.4

3. 歳入決算見込の状況

令和7年度の歳入決算については、保険給付費等交付金の減等により、歳入総額が前年度と比べ5,298万6,000円の減額となる見込みです。

款	名 称	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A)－(B)	主 な 増 減 理 由
1	国民健康保険税	千円 1,070,307	千円 995,196	千円 75,111	保険税率の引き上げによる増
2	使用料及び手数料	61	78	△ 17	督促手数料の減による
3	県支出金	3,910,697	4,087,231	△ 176,534	保険給付費等交付金の減による
4	財産収入	201	18	183	利子の増による
5	繰入金	660,137	671,262	△ 11,125	基金繰入金の減による
6	繰越金	119,205	57,340	61,865	
7	諸収入	33,099	32,491	608	返納金の増による
8	国庫支出金	1,320	4,397	△ 3,077	子ども・子育て支援事業費補助金による減
歳 入 合 計		5,795,027	5,848,013	△ 52,986	

4. 国民健康保険税の収納等の状況

令和7年度の国民健康保険税の収納状況について、現年課税分では収納率が0.6ポイント上昇しました。被保険者数の減はあるものの、保険税額の増額により、前年度と比べ調定額は7,446万400円の増額、収納額は7,741万7,203円の増額となる見込みです。

また、滞納繰越分では納付困難者に対する不納欠損処理等により、前年度と比べ調定額は2,116万9,377円の減額、収納額は230万5,920円の減額となる見込みです。

※収納率は、過誤納金未還付額を収納額から差引きのうえ算出。

区分		令和7年度(A)			令和6年度(B)			比較(A)－(B)		
		調定額(※1)	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
現年課税分	医療分(※2)	円734,768,800	円710,418,284	%96.6	円693,621,800	円667,109,742	%96.1	円41,147,000	円43,308,542	%0.5
	後期高齢者支援金分(※3)	円249,177,800	円241,058,036	%96.7	円216,797,700	円208,636,170	%96.2	円32,380,100	円32,421,866	%0.5
	介護納付金分(※4)	円84,673,700	円80,337,383	%94.8	円83,740,400	円78,650,588	%93.9	円933,300	円1,686,795	%0.9
	小計	円1,068,620,300	円1,031,813,703	%96.5	円994,159,900	円954,396,500	%95.9	円74,460,400	円77,417,203	%0.6
滞納繰越分	医療分	円131,879,601	円25,854,648	%19.6	円146,858,148	円27,756,954	%18.9	円△14,978,547	円△1,902,306	%0.7
	後期高齢者支援金分	円38,910,696	円7,719,106	%19.8	円42,946,496	円8,187,188	%19.1	円△4,035,800	円△468,082	%0.7
	介護納付金分	円25,922,301	円4,919,465	%19.0	円28,077,331	円4,854,997	%17.3	円△2,155,030	円64,468	%1.7
	小計	円196,712,598	円38,493,219	%19.6	円217,881,975	円40,799,139	%18.7	円△21,169,377	円△2,305,920	%0.9

(※1) 調定額…国民健康保険税を課税した金額。
(※2) 医療分…被保険者の保険給付費等の財源となるもので、すべての被保険者が負担する。
(※3) 後期高齢者支援金分…後期高齢者医療制度を運営するための財源となるもので、すべての被保険者が負担する。
(※4) 介護納付金分…介護保険を運営するための財源となるもので、40～64歳までの被保険者（介護保険第2号被保険者）が負担する。

5. 国民健康保険税の税率等の状況

区分	令和7年度(A)			令和6年度(B)			増減(A)－(B)		
	医療分	後期高齢者 支援金分	介 護 納付金分	医療分	後期高齢者 支援金分	介 護 納付金分	医療分	後期高齢者 支援金分	介 護 納付金分
所 得 割 (※1)	7.5 %	2.5 %	2.2 %	7.2 %	2.2 %	2.2 %	0.3 %	0.3 %	0.0 %
均 等 割 (※2)	31,700 円	10,700 円	10,400 円	27,700 円	8,700 円	10,100 円	4,000 円	2,000 円	300 円
平 等 割 (※3)	22,200 円	7,400 円	5,400 円	20,200 円	6,400 円	5,300 円	2,000 円	1,000 円	100 円
課税限度額 (※4)	660,000 円	260,000 円	170,000 円	650,000 円	240,000 円	170,000 円	10,000 円	20,000 円	0 円

(※1) 所 得 割 … 被保険者ごとに、所得に税率を乗じて計算される。

(※2) 均 等 割 … 被保険者数に税額を乗じて計算される。

(※3) 平 等 割 … 一世帯当たりの金額。

(※4) 課税限度額 … 医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分ごとの所得割・均等割・平等割の合計の上限額。この金額を超えて課税されない。

6. 一般会計からの繰入金の状況

令和7年度の一般会計からの繰入金については、主に保険基盤安定分が増額したことにより、前年度に比べ1,887万5,000円の増額となる見込みです。

区分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A)－(B)	主 な 増 減 理 由
① 保険基盤安定分 (※1)	千円 331,191	千円 307,659	千円 23,532	軽減世帯の増による
② 未就学児均等割保険税軽減分 (※2)	2,516	2,091	425	軽減世帯の増による
③ 職員給与費等分 (※3)	148,009	144,354	3,655	保健事業費の増による
④ 出産育児一時金分 (※4)	2,000	7,667	△ 5,667	出産件数の減による
⑤ 国保財政安定化支援分 (※5)	87,415	92,200	△ 4,785	軽減世帯の減による
⑥ 福祉医療波及分 (※6)	18,652	16,952	1,700	医療費の増による
⑦ 産前産後保険税軽減分 (※7)	354	339	15	軽減世帯の増による
合 計	590,137	571,262	18,875	

(※1) 保 険 基 盤 安 定 分 … 低所得者にかかる国民健康保険税の法定軽減分などの財政補填として繰り入れるもの。

(※2) 未就学児均等割保険税軽減分 … 未就学児均等割保険税軽減分を繰り入れるもの。

(※3) 職 員 給 与 費 等 分 … 国民健康保険特別会計で支出した人件費や事務費等を繰り入れるもの。

(※4) 出 産 育 児 一 時 金 分 … 出産育児一時金の3分の2を繰り入れるもの。

(※5) 国保財政安定化支援分 … 国民健康保険の財政基盤の強化等を図るための地方交付税による財政措置分を繰り入れるもの。

(※6) 福 祉 医 療 波 及 分 … 市が行っている福祉医療（障害者やひとり親等の医療費の助成）にかかる国庫支出金減額分を繰り入れるもの。

(※7) 産前産後保険税軽減分 … 産前産後期間の保険税軽減分を繰り入れるもの。

7. 歳出決算見込の状況

令和7年度の歳出決算については、療養給付費の減等により、歳出総額は前年度と比べ7,505万6,000円の減額となる見込みです。

款	名 称	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A)－(B)	主 な 増 減 理 由
1	総務費	千円 121,552	千円 125,390	千円 △ 3,838	一般事務費等の減による
2	保険給付費	3,793,984	3,975,587	△ 181,603	療養給付費の減による
3	国民健康保険事業費納付金	1,506,885	1,449,140	57,745	納付金の増による
4	保健事業費	105,634	105,797	△ 163	特定健診受診者数の減による
5	基金積立金	100,201	50,018	50,183	
6	公債費	0	0	0	
7	諸支出金	25,496	22,876	2,620	返還金の増による
歳 出 合 計		5,653,752	5,728,808	△ 75,056	

8. 保険給付費の状況

保険給付費については、1億7,248万円の減額、一人当たり金額については、4,629円の増額となる見込みです。

主な保険給付費の状況（出産育児一時金を除く）

区 分		令和7年度			令和6年度			比 較			
		保険給付額 (A)	被保険者数 (※1) (B)	1人当金額 (A)/(B)× 1000 (C)	保険給付額 (D)	被保険者数 (E)	1人当金額 (D)/(E)× 1000 (F)	保険給付額 (A)－(D)	被保険者数 (B)－(E)	1人当金額 増減 (C)－(F)	1人当金額 比較 (C)・(F)
一般被 保険者 分 (G)	療養給付費 (※2)	千円 3,256,467	人 9,728	円 334,752	千円 3,401,947	人 10,295	円 330,447	千円 △ 145,480	人 △ 567	円 4,305	% 1.3
	療 養 費 (※3)	千円 41,903	人 9,728	円 4,307	千円 52,707	人 10,295	円 5,120	千円 △ 10,804	人 △ 567	円 △ 813	% △ 15.9
	高額療養費 (※4)	千円 478,726	人 9,728	円 49,211	千円 494,922	人 10,295	円 48,074	千円 △ 16,196	人 △ 567	円 1,137	% 2.4
	合 計	千円 3,777,096	人 9,728	円 388,270	千円 3,949,576	人 10,295	円 383,641	千円 △ 172,480	人 △ 567	円 4,629	% 1.2
退職被 保険者 分 (H)	療養給付費	千円 0	人 0	円 －	千円 0	人 0	円 －	千円 0	人 0	円 －	% －
	療 養 費	千円 0	人 0	円 －	千円 0	人 0	円 －	千円 0	人 0	円 －	% －
	高額療養費	千円 0	人 0	円 －	千円 0	人 0	円 －	千円 0	人 0	円 －	% －
	合 計	千円 0	人 0	円 －	千円 0	人 0	円 －	千円 0	人 0	円 －	% －
全 体 (G) + (H)	療養給付費	千円 3,256,467	人 9,728	円 334,752	千円 3,401,947	人 10,295	円 330,447	千円 △ 145,480	人 △ 567	円 4,305	% 1.3
	療 養 費	千円 41,903	人 9,728	円 4,307	千円 52,707	人 10,295	円 5,120	千円 △ 10,804	人 △ 567	円 △ 813	% △ 15.9
	高額療養費	千円 478,726	人 9,728	円 49,211	千円 494,922	人 10,295	円 48,074	千円 △ 16,196	人 △ 567	円 1,137	% 2.4
	合 計	千円 3,777,096	人 9,728	円 388,270	千円 3,949,576	人 10,295	円 383,641	千円 △ 172,480	人 △ 567	円 4,629	% 1.2

(※1) 被保険者数は、3～2月の年間平均

(※2) 療養給付費 … 保険者が医療機関等に支払う診療報酬（自己負担割合が3割の場合の残り7割分）など

(※3) 療 養 費 … 柔道整復師等に支払われる保険給付費や補装具等の保険給付費

(※4) 高額療養費 … 医療費の自己負担額が、世帯の所得状況等により定められている上限額を超えた場合に支給されるもの

9. 特定健康診査等の状況

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施状況

特定健康診査は、窓口や郵送、電話による受診勧奨、受診者への健康ポイント付与などに加え、令和7年度は、医療機関への通院中未受診者に対する受診勧奨の強化、小中学生の保護者に対する受診勧奨チラシの配布、公用車への啓発資材の掲示などに取り組み、受診率の向上に努めましたが、受診率は前年度と比較して0.5ポイント低下する見込みです。

特定保健指導は、保健指導参加の重要性を啓発し利用率の向上に努めましたが、利用率は前年度と比較して2.2ポイント低下する見込みです。

【特定健康診査】

区 分	R3	R4	R5	R6	R7
	法 定 報 告 値				速報値
対象者(人)	9,080	8,508	8,086	7,612	8,058
受診者(人)	3,478	3,280	3,126	2,967	3,101
本市受診率	38.3%	38.6%	38.7%	39.0%	38.5%
県受診率	35.5%	36.8%	38.2%	38.8%	—

【特定保健指導】

区 分	R3	R4	R5	R6	R7
	法 定 報 告 値				速報値
対象者(人)	327	288	286	264	219
利用者(人)	78	84	84	101	79
本市利用率	23.9%	29.2%	29.4%	38.3%	36.1%
県利用率	20.7%	27.9%	28.2%	31.8%	—

※R6年度までは法定報告値、R7年度は速報値を記載しています。

※速報値の対象者は年度当初に受診券を発送した人数、受診者は受診した全数、利用者は利用した全数です。

※法定報告値の対象者は、4月1日時点での加入者から、年度途中の資格喪失者、除外者(妊娠婦、施設入居者など)を除いたものです。

※速報値と法定報告値の違いは対象者の定義であり、一般的に法定報告値の方が速報値より受診率が高くなる傾向があります。(R6:速報値37.6%→法定報告値39.0%)

(2) 特定健康診査受診率・特定保健指導利用率向上のための取り組み

特定健康診査は、国保の新規加入者や未受診者(既加入者)などへの個別受診勧奨、骨密度測定などを同時実施した集団健診の開催、みなし健診(※)などに取り組んでおります。令和8年度は、医療機関や薬局へのさらなる受診勧奨の強化、SMSやホームページの特設サイトを活用した受診勧奨などにより、受診率の向上に取り組んでまいります。

特定保健指導は、個別利用勧奨とともに、医療機関の協力のもと保健指導を利用しやすい体制を整備し、利用率の向上に努めてまいります。

※特定健診未受診者かつ医療機関受診者で特定健診を受診したとみなせる検査結果がある方に対して、個人と医療機関に情報提供を依頼し、検査結果の情報がそろったものを特定健診の受診者とみなす。

10. 保険者努力支援制度の状況

保険者努力支援制度とは、保険者における予防・健康づくり、医療費適正化等の取組状況に応じて交付金を交付する制度です。

(1) 令和 7 年度の海南市の評価、順位の結果

生活習慣病の発症予防・重症化予防や地域包括ケア推進・一体的実施の取組で引き続き満点を獲得するとともに、保険税の収納率等で目標値を達成するなど前年度より多くの得点数を獲得しましたが、特定健診受診率、後発医薬品の使用割合等で目標値を達成できなかったことにより、合計得点が 988 点満点中 518 点、得点率 52.4%となりました。

また、厚生労働省からの令和 7 年度保険者努力支援制度確定係数用の点数（予定）についての通知に基づき、評価指標に基づく順位は、県内 30 市町村中 17 位、県内 9 市中では 3 位となる見込みです。

<主な指標>

①特定健診受診率(R4 年度実績)	上位 3 割	43.43%	→	38.6%	(対前年度 +0.3%)
②マイナ保険証利用登録割合(R6 年 8 月時点)	上位 3 割	68.09%	→	67.5%	(対前年度 +2.9%)
③後発医薬品の使用割合(R5 年度実績)	国の目標値	80%	→	77.42%	(対前年度 +1.68%)
④保険税の収納率(R5 年度実績)	上位 5 割	94.98%	→	95.51%	達成

(2) 令和 8 年度の暫定結果

特定健診受診率や保険税の収納率では目標値を達成できませんでしたが、生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組、地域包括ケア推進・一体的実施の取組、後発医薬品の使用割合で満点を獲得できたことにより、合計得点が 897 点満点中 558 点、得点率 62.2%となり、前年度より多くの得点数を獲得できたことで全国平均（494.39 点）を超える結果となりました。

また、厚生労働省からの令和 8 年度保険者努力支援制度確定係数用の点数（予定）についての通知に基づき、評価指標に基づく順位は、県内 30 市町村中 7 位、県内 9 市中では 3 位となる見込みです。

<主な指標>

①特定健診受診率(R5 年度実績)	中央値	39.7%	→	38.7%	(対前年度 +0.1%)	(R6 年度実績) 39.0%
②マイナ保険証利用登録割合(R7 年 8 月時点)	上位 3 割	74.83%	→	73.6%	(対前年度 +6.1%)	(R8 年 5 月時点) 77.3%
③後発医薬品の使用割合(R7 年 3 月診療分実績)	国の目標値	85%	→	85.06%	達成	(R8 年 4 月審査分) 88.4%
④保険税の収納率(R6 年度実績)	上位 5 割	95.99%	→	95.93%	(対前年度 +0.42%)	(R7 年度実績) 96.48%

OTC 類似薬の保険給付の見直し（令和 9 年 3 月施行予定）

保険適用の医療用医薬品と、薬局やドラッグストアで購入できる OTC 医薬品（一般用医薬品）には、同じ成分や効果を持つものが存在しますが、OTC 医薬品は全額自己負担となることから、負担の公平性を図るため、OTC 医薬品で代替可能な医療用医薬品（いわゆる OTC 類似薬）について保険給付範囲を見直し、保険外負担（特別料金）を導入します。

（１） 特別の料金の対象となる医薬品の範囲

特別の料金の対象となる医薬品は、OTC 医薬品と成分、投与経路が同一で、一日最大用量が異なる医療用医薬品

○77 成分・約 1,100 品目

○主な対応症状

解熱・痛み止め、鼻炎（内服・点鼻）
風邪症状全般 皮膚のかゆみ・乾燥肌等

例）【鎮痛・解熱】ロキソニン錠 イブプロフェン錠
【アレルギー】アレジオン錠 アレグラ錠
【咳・痰】 ムコダイン錠 メジコン錠
【皮膚保湿剤】ヒルドイドクリーム など

※26 年 8 月以降、有識者会議で検討内容を整理し、医療保険部会および中央社会保険医療協議会へ報告する予定

（３） 特別の料金の対象外となる配慮が必要な方

子ども、がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、低所得者、入院患者、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方等に対する配慮を検討

- ✓ 小児
- ✓ がん・難病患者
- ✓ 入院患者
- ✓ 低所得者
- ✓ 長期使用が必要な患者など

（２） 期待される効果

医療費適正化（約 900 億円削減見込み）

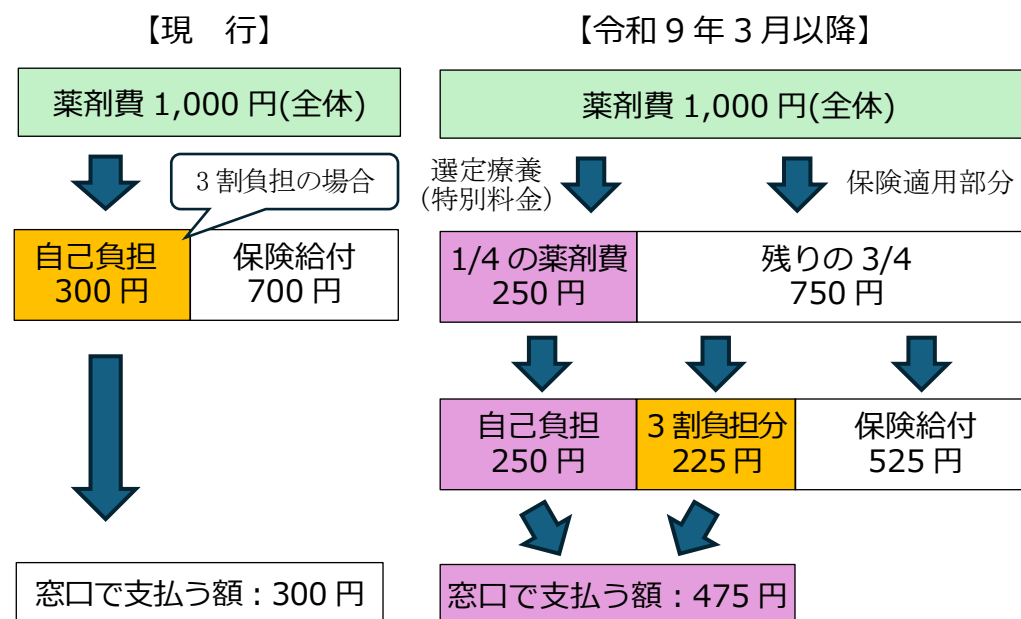
軽症受診の適正化

セルフメディケーション推進

薬剤師・薬局の相談機能強化



（４） 薬剤費と自己負担額



子育て世帯の保険料負担軽減（令和 9 年 4 月施行）

令和 4 年 4 月から、未就学児に係る均等割保険税については、公費負担により 5 割を軽減する措置が実施されていますが、子育て世帯のさらなる負担軽減を図る観点から、5 割軽減措置の対象を高校生年代まで拡充します。

（１）見直しの内容

均等割保険税 5 割の軽減措置の対象を高校生年代まで拡充し、拡充に係る均等割保険税について、5 割を公費（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）により軽減する。

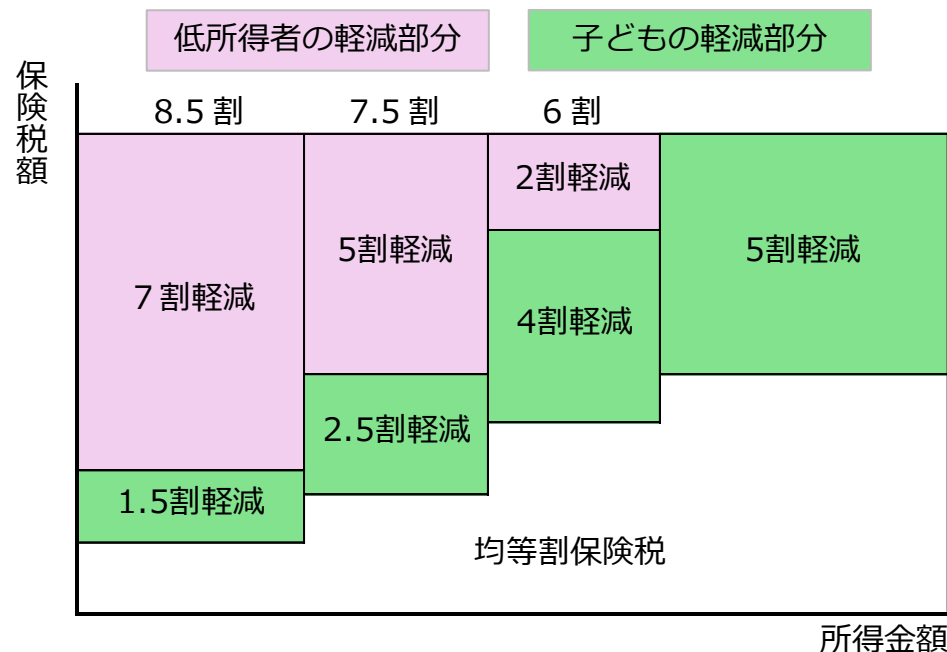
- 未就学児 → 高校生年代へ拡大
- 公費 国 80 億円 県・市各 40 億円
計 160 億円

（２）軽減対象者数

（全国）未就学児 約 50 万人 → 高校生年代まで 約 180 万人
+ 約 140 万人

（本市）未就学児 約 150 人 → 高校生年代まで 約 620 人
+ 約 470 人

（４）軽減イメージ



（３）一人あたりの軽減額

厚労省の試算

軽減なしの世帯では、7～18 歳までの被保険者 1 人につき
年 2 万円が軽減される。

本市では

軽減なしの世帯では、7～18 歳までの被保険者 1 人につき
年 21,900 円が軽減される。

4 令和8年度の日程等について

開催日時及び議題（予定）

第2回 海南市国民健康保険運営協議会

日 時 令和9年1月28日（木） 午後1時30分

議 題

- (1) 令和9年度国民健康保険特別会計当初予算（案）について
- (2) 令和9年度国民健康保険税率について（諮問）
- (3) その他